

15 年 9 月期における不良債権の状況等 (ポイント)

1. 不良債権 (金融再生法開示債権) の状況

15 年 9 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 31.6 兆円であり、15 年 3 月期の 35.3 兆円に比べ 3.7 兆円の減少となった。

これを内訳別にみると、要管理債権については、その新規発生が抑制される一方、業況改善、企業再生の進展等に伴う健全債権化が進んだこと (2.2 兆円) 等から 2.9 兆円の大幅な減少となった。また、危険債権及び破産更生等債権 (以下「危険債権以下」と略称) については、業況悪化に伴う新規発生や要管理債権からの下方遷移がみられた一方で、オフバランス化が着実に実施されたことを受けて、0.8 兆円の減少となった。

(参考) 15 年 9 月期における金融再生法開示債権の増減要因 (単位: 兆円)

金融再生法開示債権	3.7
うち 要管理債権	2.9
[増減要因] 債務者の業況悪化等	+1.7
危険債権以下からの上方遷移 (債務者の業況改善 +0.2 再建計画の策定 +0.2)	+0.4
健全債権化 (債務者の業況改善 2.0 再建計画の策定 0.2)	2.2
危険債権以下への下方遷移	2.7
うち 危険債権以下	0.8
[増減要因] オフバランス化	5.4
債務者の業況悪化等	+1.9
要管理債権からの下方遷移 (債務者の業況悪化等 +2.0 特別検査フォローアップの影響 +0.6)	+2.7

(注) 銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 個別貸倒引当金の状況

15 年 9 月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は 5.5 兆円と、再生子会社の活用やオフバランス化の進展を受けて、15 年 3 月期の 6.1 兆円と比べ 0.5 兆円の減少となった。

3. 不良債権処分損の状況

15 年 9 月期における全国銀行の不良債権処分損 (不良債権の処理に伴う損失) は 2.5 兆円と、前年同期 (14 年 9 月期) の 1.8 兆円と比べ 0.7 兆円の増加となった。(なお、りそな銀行を除いた場合には、同じく 0.3 兆円の減少。)

連絡・問い合わせ先
金融庁監督局総務課
03-3506-6000 (内線 3706、3313)

(表1) 15年9月期における不良債権等の状況

(単位:兆円)

	金融再生法開示債権			個別貸倒	不良債権
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権	引当金	処分損
都銀・長信銀・信託	17.7 (2.9)	8.6 (0.4)	9.2 (2.5)	2.5 (0.5)	1.7 (0.6)
うち主要11行	17.5 (2.8)	8.4 (0.4)	9.1 (2.4)	2.3 (0.5)	1.7 (0.6)
地域銀行	13.9 (0.8)	9.4 (0.4)	4.5 (0.4)	3.0 (0.0)	0.8 (0.0)
全国銀行	31.6 (3.7)	17.9 (0.8)	13.7 (2.9)	5.5 (0.5)	2.5 (0.7)

- (注) 1. ()は、15年3月期からの増減額。ただし、不良債権処分損は14年9月期比。
2. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産更生等債権)、危険債権、要管理債権の合計。
3. 主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
4. みずほグループ各行及びUFJ銀行の金融再生法開示債権には、再生専門子会社の計数を含む。
5. 地域銀行には、埼玉りそな銀行を含む。

(表2) 金融再生法開示債権の状況(平成15年9月期)

(単位:億円)

区 分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合 計
		金融再生法開示債権	破産更生債権及び これらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	6	151,840	19,510	54,960	77,370	2,172,140	2,323,980
長期信用銀行	2	2,840	240	1,700	890	66,740	69,580
信託銀行	5	22,740	2,470	6,630	13,650	358,230	380,970
都銀・長信銀・信託計	13	177,420	22,210	63,290	91,910	2,597,120	2,774,530
(うち主要11行)	(11)	(174,580)	(21,980)	(61,590)	(91,020)	(2,530,370)	(2,704,960)
地方銀行	64	102,270	23,710	44,600	33,960	1,274,990	1,377,260
第二地方銀行	51	35,000	9,750	14,770	10,480	389,420	424,430
地域銀行計	116	138,930	33,710	59,980	45,240	1,710,150	1,849,080
全国銀行計	129	316,350	55,920	123,280	137,150	4,307,270	4,623,620

- (注) 1. 金融再生法第六条に基づく資産査定等報告書の集計。
2. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
3. 主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
4. みずほグループ各行及びUFJ銀行の再生専門子会社の計数を含む。
5. 地域銀行計には、埼玉りそな銀行を含む。

(表3) 金融再生法開示債権の推移

(単位:億円)

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度中間期
都銀・長信銀・信託	金融再生法開示債権	219,450 (219,450)	203,580 (184,930)	200,080 (180,320)	283,850 (267,820)	206,800 (202,440)	177,420 (174,580)
	破産更生等債権	53,660 (53,660)	40,800 (37,910)	36,970 (31,800)	35,290 (32,010)	22,100 (21,610)	22,210 (21,980)
	危険債権	123,180 (123,180)	108,400 (100,660)	91,700 (84,850)	129,790 (122,330)	67,740 (65,820)	63,290 (61,590)
	要管理債権	42,610 (42,610)	54,380 (46,370)	71,410 (63,670)	118,770 (113,480)	116,960 (115,010)	91,910 (91,020)
地域銀行	金融再生法開示債権	119,980	114,470	136,220	148,220	146,600	138,930
	破産更生等債権	49,550	37,060	39,640	38,750	35,370	33,710
	危険債権	50,970	54,080	58,640	63,360	62,390	59,980
	要管理債権	19,460	23,330	37,940	46,110	48,840	45,240
全国銀行	金融再生法開示債権	339,430	318,050	336,300	432,070	353,390	316,350
	破産更生等債権	103,210	77,860	76,610	74,040	57,470	55,920
	危険債権	174,150	162,480	150,340	193,150	130,130	123,280
	要管理債権	62,070	77,710	109,350	164,880	165,790	137,150

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. 10年度は新生銀行、あおぞら銀行を除き、11年度はあおぞら銀行を除く計数。12年度以降は新生銀行、あおぞら銀行共に含む。

14年度以降には、UFJ銀行の再生専門子会社の計数を含み、15年度中間期には、みずほグループ各行の再生専門子会社の計数を含む。

3. ()は新生銀行、あおぞら銀行を除く主要11行の計数。

4. 地域銀行には、埼玉りそな銀行を含む。

(表4) 不良債権処分損の推移(全国銀行)

	(単位:億円)												[参考]
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度 中間期	14年度 中間期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)	25,077 (16,847)	18,473 (10,706)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)	9,170 (4,156)	8,172 (2,228)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)	14,962 (11,869)	9,764 (8,050)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)	13,224 (10,481)	8,011 (6,606)
バルクセールによる売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)	1,738 (1,388)	1,753 (1,443)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)	945 (822)	538 (428)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)	907,059 (734,781)	833,871 (677,592)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)	402,471 (361,534)	362,072 (327,339)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)	312,440 (175,340)	392,250 (245,770)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)	109,160 (63,300)	126,450 (78,010)

(注) 1. 6年度以前は、都銀、長信銀、信託の計数。なお、7年度以降の()内の計数は都銀・長信銀・信託のみの計数。

2. 9年度以降は、北海道拓殖、徳陽シテイ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、10年度以降には、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年度以降には、なみはや銀行、新潟中央銀行を含まず、13年度以降には、石川銀行、中部銀行を含まない。なお、日本長期信用銀行(現新生銀行)は10年度に含まれず、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)は、10、11年度に含まれない。

3. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

4. リスク管理債権の金額については、6年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計額であり、7～8年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

5. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損、子会社等に対する支援損、整理回収機構(RCC)及び共同債権買取機構(CCPC)への売却損を含む。

6. 不良債権処分損の「その他」は債権売却損失引当金(CPC)に売却した債権の将来見込まれる損失への引当金、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。

7. 不良債権処分損については、13年度は東海銀行(14年1月合併)を含み、14年度はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。

(参考) リスク管理債権の状況(平成15年9月期)

(単位:億円)

	機関数	貸出金	リスク管理債権				貸倒引当金		
			破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	個別貸倒引当金		
都市銀行	6	2,111,790	149,940	6,010	66,560	2,470	74,900	52,760	20,820
長期信用銀行	2	66,540	2,800	160	1,760	220	650	3,740	1,530
信託銀行	5	366,730	22,610	1,250	7,760	270	13,320	6,810	2,620
都銀・長信銀・信託計 (うち主要11行)	13 (11)	2,545,070 (2,478,520)	175,340 (172,550)	7,420 (7,250)	76,090 (74,330)	2,960 (2,740)	88,880 (88,220)	63,300 (59,560)	24,980 (23,440)
地方銀行	64	1,346,910	100,910	8,110	57,740	1,240	33,830	34,590	22,730
第二地方銀行	51	416,370	34,530	4,070	19,940	250	10,270	10,820	7,430
地域銀行計	116	1,810,030	137,100	12,220	78,490	1,580	44,800	45,860	30,370
全国銀行計	129	4,355,090	312,440	19,640	154,580	4,540	133,680	109,160	55,350

- (注) 1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 2.「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであり、「3カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。
 3.一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が8兆310億円である。
 4.主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたものである。
 5.みずほグループ各行及びUFJ銀行の貸出金及びリスク管理債権には、再生専門子会社の計数を含む。
 6.地域銀行計には、埼玉りそな銀行を含める。